

10 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- ① 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- ② 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- ③ 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- ④ 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員(パート・アルバイト、派遣労働者を含む)に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
 - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育および職長等の能力向上教育の推進
 - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
 - カ 安全衛生業務従事者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等)を選任・配置するための教育等
 - キ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育
 - ク 化学物質管理者教育、保護具着用管理責任者教育
- ⑤ 法定教育以外の教育等の充実
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント、機械安全に関する教育

- イ 危険予知活動(KYT)に関する教育
- ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
- エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスクエア推進のための教育・研修
- オ 感染症の予防・対策に関する教育
- カ 熱中症予防に関する教育
- キ 騒音障害防止に関する教育
- ク 健康の保持増進を図るための健康教育
- ケ 職場のメンタルヘルス対策及びハラスメント防止のための教育・研修
- コ 職場の救命処置及び応急手当に関する教育・研修
- サ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
- シ 管理職に対する安全衛生教育
- ス 高齢者の労働災害防止と身体機能の維持向上のための教育
- セ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育
- ソ 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育
- ⑥ オンラインを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進
- ⑦ 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- ⑧ 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施

図書・用品の販売のお知らせ

沖縄県労働基準協会では、雇入れ時教育や安全衛生教育テキスト等の図書・用品の販売を行っております。

お問い合わせ、ご注文は各支部までお願いします。

那覇支部	TEL: (098)868-2831	Fax: (098)869-1714
中部支部	TEL: (098)937-0162	Fax: (098)937-0163
北部支部	TEL: (0980)54-4700	Fax: (0980)52-7004
宮古支部	TEL: (0980)73-1455	Fax: (0980)73-6511
八重山支部	TEL: (0980)88-5355	Fax: (0980)88-5360



2024 年 中災防年間標語

小さなヒヤリも大事な気づき 声に出して 災害ゼロ